

「医療費のお知らせ」の送付と個人データの取扱いについて

1 「医療費のお知らせ」の送付について

日本郵政共済組合では、組合員及び被扶養者の皆さまに、受診に係る医療費の金額をご認識いただくとともに、医療機関からの不正請求を抑止することを目的として、令和2年4月から5月に医療機関等を受診された方の医療費等をお知らせします。

令和2年11月下旬以降、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を組合員本人のご住所あてに圧着ハガキで郵送します。

あて所不明等の理由により配達できなかった場合は、勤務先あて（あて名は組合員本人）に再送させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

2 対象者

医療機関等を令和2年4月から5月に受診された組合員及び被扶養者の方。

ただし、次のいずれかに該当する場合には対象外となります。

- (1) 任意継続組合員とその被扶養者の受診
- (2) 組合員証や被扶養者証を使用しなかった受診
- (3) センシティブな疾病を含む医療機関等での受診

3 お知らせ内容

- (1) 受診者名
- (2) 受診年月
- (3) 診療区分（入院・外来等の別）
- (4) 医療機関名
- (5) 診療日数
- (6) 医療費の総額（自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した金額です。）

4 個人データの取扱い（個人データの第三者への提供について）

「医療費のお知らせ」は、組合員と被扶養者分をまとめて組合員に郵送します。

このため、被扶養者からみて第三者となる組合員に医療費等の個人データを提供することとなります。

個人情報保護法では、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供を停止することを要件として、以下の①～④すべてが、あらかじめ、本人が容易に知りえる状態にあるとき、個人データを第三者に提供することができるとされています。

- ① 利用目的
- ② 第三者へ提供する個人データの項目
- ③ 第三者への提供の手段又は方法
- ④ 本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

したがって、被扶養者ご本人から当該個人データの（第三者たる）組合員への提供を停止するお申し出がない場合は、同意をいただいたものとして、組合員と被扶養者分をまとめて組合員に郵送することといたします。

「医療費のお知らせ」の送付が不要又は送付により不都合等が生じる場合は、**令和2年9月30日（水）までにコールセンター（0120-97-8484）にお申し出ください。**

5 その他

- (1) 対象期間内に受診された場合でも、医療機関等から日本郵政共済組合への診療報酬の請求時期によりお知らせできない場合があります。
- (2) 「医療費のお知らせ」を受けたことによるお手続きはありません。
- (3) 郵送した「医療費のお知らせ」に関するご照会については、個人情報保護の観点から、記載内容以外はお答えできませんのでご了承ください。
- (4) 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付書類や領収書としては使用できません。
- (5) 「医療費のお知らせ」は、再発行できません。